

■ 社会保険制度のご案内

オープンループ・グループでは、お仕事の就業条件が社会保険の加入要件を満たす場合、社会保険（健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険）について加入手続きを行います。

1. 加入要件

● 雇用保険

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがあること。

● 健康保険・厚生年金保険

①【一般】

1週間の所定労働時間が30時間以上であり、**2カ月超※**の場合は健康保険・厚生年金保険に加入となります

※雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合は**2カ月以内であっても当初の契約の初日から加入となります。**

（スポット勤務等により週所定労働時間の確認が難しい場合）

1ヶ月の勤務日数が17日以上かつ1ヶ月の労働時間が130時間以上の勤務実績が2ヶ月間継続していること。

②【短時間労働者】

以下1～4のすべての要件を満たす方が加入対象となります。

1：週の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。（30時間以上は①の要件が適用されます）

2：雇用期間の見込みが**2カ月超※**の場合。

※雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合は**2カ月以内であっても当初の契約の初日から加入となります。**

3：賃金の月額が8.8万以上であること。（時間外、休日、深夜分、臨時の賃金、手当を除く）

4：昼間学生でないこと。

※他社で既に健康保険・厚生年金保険に加入している方で、当社でも上記要件を満たす場合、当社と他社両方で加入となります。その際、「二以上事業所勤務届」の提出が必要になりますので、ご登録支店にお申し出ください。

- ◆ 各種保険の加入要件は保険の種類によって異なりますので、各々加入時期が異なる場合がございます。
- ◆ 加入要件を満たした場合は、「加入する・しない」を任意に選択することはできません。（加入義務）

注意

加入要件を満たしているにもかかわらず、加入されない場合には、加入要件を満たさない労働条件へ変更していただくか（出勤調整など）、今後の就業ができなくなることがあります。

2. 各種制度のご案内

● 雇用保険について

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

● 健康保険について

主に、私傷病、出産等に対して保険給付を行うことを目的としています。

国民健康保険と異なり、療養のためお仕事を休んだ期間（傷病手当金）や出産のため休んだ期間（出産手当金）についての給付金があります。

オープンループ・グループ各社は、『関東ITソフトウェア健康保険組合』に加入しています。

政府等の健康保険と比べて保険料率が安く、万一の際の保障も付加給付があり手厚いものとなっています。

また、福利厚生として、保養所やレストラン利用などの補助制度も充実しており、有名スポーツクラブの利用割引もあります。

● 厚生年金保険について

年金制度には、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金などご自身やご家族の万一の際の保証も含まれています。

未加入のままですと、障害を負ってしまった際の年金が受けられなかったり、受けられたとしても金額が本来もらえる額より少なかったりという不利益を被るケースがあります。

年金保険料の未納には将来に向かって大きなリスクがありますので、加入要件に該当する場合には適切に加入をしなければなりません。（老齢年金を受給中でも要件を満たした場合は加入となります）

■ 社会保険加入手続き（事前準備・保険証について）

1. ご準備いただく書類について

● マイナンバー（個人番号）

雇用保険と健康保険・厚生年金保険のどちらの手続きにおいても**必須**です。
住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号（個人番号付きの住民票でも確認が可能）

● 雇用保険

- ・雇用保険被保険者証（雇用保険加入歴がある場合）
- ・履歴書・職務経歴書

● 健康保険・厚生年金保険

・ マイナンバー（個人番号）

※ 手続きには、マイナンバーの提出が**必要**ですが、

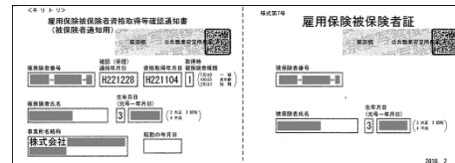
直ぐに準備ができない場合、**基礎年金番号の分かる書類**を提出
いただけましたら手続きが可能です。

（マイナンバー以外の場合は**1カ月以内にマイナンバーの提出が必要**です）

※ 加入時にマイナンバーの提出がないと保険証が使用できない場合もございます。

基礎年金番号の分かる書類とは…

各種通知書（ねんきん定期便等）、年金手帳、基礎年金番号通知書



※ ご家族を扶養に入れる場合は別途書類が必要となります。事前にご自身の登録支店までご相談ください。

2. 保険証について

● 健康保険・厚生年金保険

- ・健康保険被保険者証

例) 入職日から起算して14日後で届きます。

（健康保険組合の状況により、お渡し時期が前後する可能性もございます）

原則として、ご登録支店に取りに来ていただくこととなります。

注意1

加入日以降、それまで加入していた保険の健康保険証が手元にあっても使用できません。
無資格での診療は後日トラブルの原因となりますので、「●月●日付で入社し、社会保険の加入手続き中」である
という旨を病院に伝え、病院の指示に従ってください。

注意2

国民健康保険に加入していた方は、ご自身で国民健康保険脱退の届出を行っていただく必要があります。現在お住
まいの市区町村役所の国民健康保険窓口にて手続きを行ってください。新しい保険証を提示し、現在お持ちの国
民健康保険被保険者証を返却する手続きとなります。）

■ 社会保険加入手続き (保険料について)

1. 保険料額

① 各種保険料率

(令和4年10月現在)

	健康保険	介護保険 (40歳以上65歳未満)	厚生年金保険 (70歳未満)	雇用保険
本人負担率	標準報酬月額 の 42.5/1,000	標準報酬月額 の 10.0/1,000	標準報酬月額 の 91.50/1,000	給与総支給額 の 5/1,000
保険料額【例】 標準報酬月額20万円の場合	8,500	2,000	18,300	1,000 ※実際の支給額により 毎回異なります。

標準報酬月額：加入時の契約・稼動見込み（時給・所定労働時間・就業日数・残業見込み・非課税交通費）を基礎として算出されます。

介護保険料：40歳以上65歳未満の方につき、通常健康保険料額に上乗せされて徴収されます。

2. 保険料徴収方法

① 雇用保険

お給料お支払いの都度、お給料の総支給額の5/1,000の率の保険料額が徴収されます。

例) ある日のお給料の総支給額が8,000円の場合→徴収額：40円

② 健康保険・厚生年金保険

● 日払い

徴収開始は、毎月1日作業分より（2日支払分より）徴収開始となります。

徴収方法は、日々の支給予定額より**40%以内**で控除（天引き）されます。

徴収額の合計が保険料合計額となるまで、お支払毎に控除されます。

例) 保険料合計額が ¥ 20000 の場合

支給日	支給予定額	社会保険料差引額	保険料残額
12月2日	¥8,000	¥3,200	¥16,800
12月3日	¥8,600	¥3,440	¥13,360
12月4日	¥2,500	¥1,000	¥12,360
12月7日	¥6,800	¥2,720	¥9,640
12月8日	¥7,500	¥3,000	¥6,640
12月9日	¥7,600	¥3,040	¥3,600
12月10日	¥7,000	¥2,800	¥800
12月11日	¥8,000	¥800	¥0

(上記の他、①の雇用保険料は支払日ごとに別途徴収されます。)

● 週払い

徴収開始は、毎月1日作業分より（当月最初の支払い分より）徴収開始となります。

1回の徴収額は、上記日払いの徴収方法で計算した保険料の1週間分の合算額となります。

1度で徴収し切れない場合は、徴収額の合計が保険料合計額となるまでお支払毎に控除されます。

● 月払い 支給予定額より月額保険料を徴収します。

社会保険に加入するメリット

社会保険（健康保険・厚生年金）に加入することにより、社会保険料の負担は発生しますが、保証が充実します。

メリット 年金

年金が“**2階建て**”になり**一生涯**受け取れます！
老後・障害・死亡の**3つの保障が充実**！

上乘せ

老齢年金

受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

上乘せ
ワイド保障

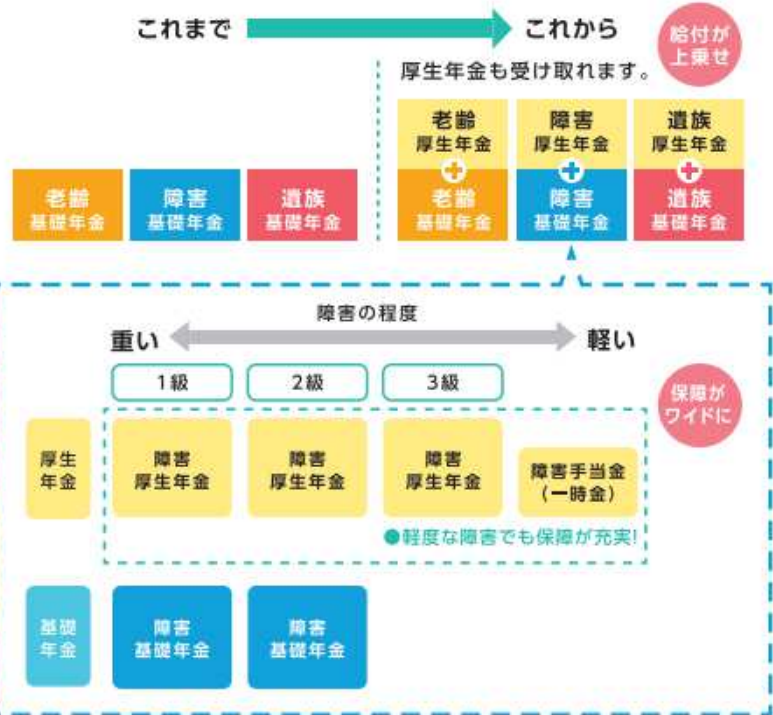
障害年金

病気やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

上乘せ

遺族年金

被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。



メリット 医療

あんしんの医療保険が**さらに充実**！

傷病手当金



病休期間中、
給与の2/3相当を支給

出産手当金



産休期間中、
給与の2/3相当を支給

※手当については要件がございますので、ご登録の支店へお問い合わせください。

厚生労働省、「社会保険適用拡大特設サイト」社会保険適用拡大ガイドブック
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/guidebook/> (参照2022/09/29)

当組合の保険料額一覧表

健康保険料事業主負担率 1000分の42.5 介護保険料事業主負担率 1000分の10.0
 // 被保険者負担率 1000分の42.5 // 被保険者負担率 1000分の10.0

(令和2年3月1日適用)

標準報酬			報酬月額	健康保険料月額 (一般保険料+調整保険料)			介護保険料月額			合計
等級	月額	日額		被保険者	事業主	小計	被保険者	事業主	小計	
	円	円		円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	1,930	63,000円未満	2,465	2,465	4,930	580	580	1,160	6,090
2	68,000	2,270	63,000円以上 73,000円未満	2,890	2,890	5,780	680	680	1,360	7,140
3	78,000	2,600	73,000 ~ 83,000	3,315	3,315	6,630	780	780	1,560	8,190
4	88,000	2,930	83,000 ~ 93,000	3,740	3,740	7,480	880	880	1,760	9,240
5	98,000	3,270	93,000 ~ 101,000	4,165	4,165	8,330	980	980	1,960	10,290
6	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	4,420	4,420	8,840	1,040	1,040	2,080	10,920
7	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	4,675	4,675	9,350	1,100	1,100	2,200	11,550
8	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	5,015	5,015	10,030	1,180	1,180	2,360	12,390
9	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	5,355	5,355	10,710	1,260	1,260	2,520	13,230
10	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	5,695	5,695	11,390	1,340	1,340	2,680	14,070
11	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	6,035	6,035	12,070	1,420	1,420	2,840	14,910
12	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	6,375	6,375	12,750	1,500	1,500	3,000	15,750
13	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	6,800	6,800	13,600	1,600	1,600	3,200	16,800
14	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	7,225	7,225	14,450	1,700	1,700	3,400	17,850
15	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	7,650	7,650	15,300	1,800	1,800	3,600	18,900
16	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	8,075	8,075	16,150	1,900	1,900	3,800	19,950
17	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	8,500	8,500	17,000	2,000	2,000	4,000	21,000
18	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	9,350	9,350	18,700	2,200	2,200	4,400	23,100
19	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	10,200	10,200	20,400	2,400	2,400	4,800	25,200
20	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	11,050	11,050	22,100	2,600	2,600	5,200	27,300
21	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	11,900	11,900	23,800	2,800	2,800	5,600	29,400
22	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	12,750	12,750	25,500	3,000	3,000	6,000	31,500
23	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	13,600	13,600	27,200	3,200	3,200	6,400	33,600
24	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	14,450	14,450	28,900	3,400	3,400	6,800	35,700
25	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	15,300	15,300	30,600	3,600	3,600	7,200	37,800
26	380,000	12,670	370,000 ~ 395,000	16,150	16,150	32,300	3,800	3,800	7,600	39,900
27	410,000	13,670	395,000 ~ 425,000	17,425	17,425	34,850	4,100	4,100	8,200	43,050
28	440,000	14,670	425,000 ~ 455,000	18,700	18,700	37,400	4,400	4,400	8,800	46,200
29	470,000	15,670	455,000 ~ 485,000	19,975	19,975	39,950	4,700	4,700	9,400	49,350
30	500,000	16,670	485,000 ~ 515,000	21,250	21,250	42,500	5,000	5,000	10,000	52,500
31	530,000	17,670	515,000 ~ 545,000	22,525	22,525	45,050	5,300	5,300	10,600	55,650
32	560,000	18,670	545,000 ~ 575,000	23,800	23,800	47,600	5,600	5,600	11,200	58,800
33	590,000	19,670	575,000 ~ 605,000	25,075	25,075	50,150	5,900	5,900	11,800	61,950
34	620,000	20,670	605,000 ~ 635,000	26,350	26,350	52,700	6,200	6,200	12,400	65,100
35	650,000	21,670	635,000 ~ 665,000	27,625	27,625	55,250	6,500	6,500	13,000	68,250
36	680,000	22,670	665,000 ~ 695,000	28,900	28,900	57,800	6,800	6,800	13,600	71,400
37	710,000	23,670	695,000 ~ 730,000	30,175	30,175	60,350	7,100	7,100	14,200	74,550
38	750,000	25,000	730,000 ~ 770,000	31,875	31,875	63,750	7,500	7,500	15,000	78,750
39	790,000	26,330	770,000 ~ 810,000	33,575	33,575	67,150	7,900	7,900	15,800	82,950
40	830,000	27,670	810,000 ~ 855,000	35,275	35,275	70,550	8,300	8,300	16,600	87,150
41	880,000	29,330	855,000 ~ 905,000	37,400	37,400	74,800	8,800	8,800	17,600	92,400
42	930,000	31,000	905,000 ~ 955,000	39,525	39,525	79,050	9,300	9,300	18,600	97,650
43	980,000	32,670	955,000 ~ 1,005,000	41,650	41,650	83,300	9,800	9,800	19,600	102,900
44	1,030,000	34,330	1,005,000 ~ 1,055,000	43,775	43,775	87,550	10,300	10,300	20,600	108,150
45	1,090,000	36,330	1,055,000 ~ 1,115,000	46,325	46,325	92,650	10,900	10,900	21,800	114,450
46	1,150,000	38,330	1,115,000 ~ 1,175,000	48,875	48,875	97,750	11,500	11,500	23,000	120,750
47	1,210,000	40,330	1,175,000 ~ 1,235,000	51,425	51,425	102,850	12,100	12,100	24,200	127,050
48	1,270,000	42,330	1,235,000 ~ 1,295,000	53,975	53,975	107,950	12,700	12,700	25,400	133,350
49	1,330,000	44,330	1,295,000 ~ 1,355,000	56,525	56,525	113,050	13,300	13,300	26,600	139,650
50	1,390,000	46,330	1,355,000円以上	59,075	59,075	118,150	13,900	13,900	27,800	145,950

関東ITソフトウェア健康保険組合

○賞与にかかる保険料

賞与にかかる保険料額は賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に保険料率を乗じた額となり、それを事業主と被保険者で折半します。
 標準賞与合計額の上限は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)です。
 端数処理についてはホームページをご確認ください。

○令和2年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和4年度版）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額		一般・坑内員・船員 （厚生年金基金加入員を除く）	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額
				18.300%	9.150%
1	88,000	88,000	93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	93,000	101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	101,000	107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	107,000	114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	114,000	122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	122,000	130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	130,000	138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	138,000	146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	146,000	155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	155,000	165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	165,000	175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	175,000	185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	185,000	195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	195,000	210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	210,000	230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	230,000	250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	250,000	270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	270,000	290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	290,000	310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	310,000	330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000	350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000	370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000	395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000	425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000	455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000	485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000	515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000	545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000	575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000	605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000	635,000	113,460.00	56,730.00
32	650,000	635,000		118,950.00	59,475.00

○ 厚生年金保険料率（平成29年9月1日～適用）

一般・坑内員・船員の被保険者等 …18.300%（厚生年金基金加入員 …13.300%～15.900%）

○ 子ども・子育て拠出金率（令和4年4月1日～適用） …0.36%

[参考]令和3年4月分～令和4年3月分までの期間は0.36%

※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

- 平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員・船員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。
- 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

（注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。
- 子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率を乗じて得た額の総額となります。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されています。
- 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。